

北区障害者地域自立生活支援室より

支援室だより

第65号(2014年4月発行)

【年6回偶数月月上旬発行】

相談窓口

〒114-0032 東京都北区中十条 1-2-18 障害者福祉センター内

TEL:03-3905-7225 TEL・FAX 兼用:03-3905-7226 E-MAIL:peernet@ma.kitanet.ne.jp

開所日時:月～金 10時～19時 土 10時～17時 *日・祝・年末年始は休み

ろくせいかい

“支援室だより”は印刷されたもののほか、視覚に障害のある方のために、「点字サークル六星会(福祉センタークラス)」のご協力で **点字版** を、「音訳グループやまびこ」のご協力で **音訳版** を作成しています。ご希望の方は支援室までご連絡ください。(TEL・FAX 兼用:03-3905-7226)

今号の内容

- 「わたしの便利帳～デイジー版～」のご案内・・・・・・・・・・・・・1
- ≪前期≫ヨガ講座のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- ハンドメイド教室≪前期≫のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 成年後見制度講座のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 障害者総合支援法の一部が改正されました・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 【情報提供】緊急メール通報のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 【情報提供】青い鳥郵便はがきの無償配布のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 【情報提供】耐震工事に伴い赤羽会館が移転します・・・・・・・・・・・・・・・・8

「わたしの便利帳～デイジー版～」のご案内

区の施設や行政情報などを掲載した「わたしの便利帳(平成25年度版)」がタウンページに合冊されました。平成26年2月に区内の各世帯・事業所へ、配布されましたので、お手元に届かない場合は、以下のタウンページセンタへお問い合わせください。

【連絡先】 タウンページセンター 0120 (506) 309

【受付時間】 平日午前9時～午後5時

また、「わたしの便利帳」のデイジー版が作成されました。視覚障害者の方を対象に4月中旬以降に配布されるということです。ご希望の方は北区広報課までお問い合わせ下さい。

≪申込・問い合わせ≫
広報課 03-3908-1102





健康講座 ヨガ～yoga～

ヨガは、ゆっくりとした呼吸にあわせ、無理なく心地よいポーズをつくっていきます。
静かに自分自身にはたらきかけることにより、体がやわらぎ、神経がくつろぎ、心がやすらいでいきます。みなさんも、是非一度ヨガを体験してみませんか？

回 数	日 程	場 所	講座内容
第 1 回	6月2日（月）	機能訓練室	座って出来る体操、呼吸法、ストレッチ、有酸素運動 等 車いすのままでも行えるプログラムです。 ※内容は変更する場合があります。
第 2 回	6月9日（月）	機能訓練室	
第 3 回	6月16日（月）	機能訓練室	
第 4 回	6月23日（月）	機能訓練室	

場 所： 障害者福祉センター 1階 機能訓練室

時 間： 14：00～15：30

対 象： 北区在住・在勤・在学の身体・知的・精神障害の方で、
4回全てにご参加いただける方

講 師： 健康運動指導士 ^{まつまる ふみ} 松丸 史 氏

参 加 費： 無 料

服 装： 動きやすい服装でお越しください。

定 員： 15名（お申し込み多数の場合は、初めての方優先で抽選となります）

申込方法： 電話または、FAXにてお申し込みください。

お申し込みの際に、①氏名、②住所、③電話番号、④障害名（障害の程度）、
⑤年齢をお伝え願います。また、手話通訳が必要な方は、お申しつけください。

締 切 5月24日（土）までにお申し込みください。

TEL 兼 FAX 03-3905-7226

《電話での受付時間は（月）～（金）10：00～19：00、（土）10：00～17：00》



ハンドメイド教室《前期》のご案内

ハンドメイド教室 ～2014 前期～



毎回、大好評をいただいているハンドメイド教室を今年度も開催します！

昨年は、風鈴やクリスマスリース、カレンダーなどの工作とカレーライス、クリームシチューの昼食を作ったりしました。

みんなでワイワイ手作りを楽しみませんか！？

【日 程】

第1回	5月10日（土）	14：00～16：00	簡単な手芸・工作 を行います
第2回	5月24日（土）		
第3回	6月 7日（土）	10：00～13：30	昼食を作ります

【場 所】 障害者福祉センター2階 北区障害者地域自立生活支援室

【対 象】 区内在住・在勤・在学の、「愛の手帳」をお持ちの方で一人での参加が可能な方。全3回参加可能な方。

※初参加の方のみ、ご記入いただきたい書類がございますので、保護者の方も一緒にお越しください。所要時間は10分程度です。ご来室が難しい場合は別途ご相談ください。以前に参加されていた方で、書類への記入がまだの方もお手数ですがご来室ください。

【定 員】 6名（定員を超えた場合は抽選）

【参加費】 一回毎に300円（材料費など）

【持ち物】 エプロン・三角巾、ハンドタオル

【申込方法】 4月30日（水）までに、電話（3905－7226）にてお申込みください。



成年後見制度のABC

成年後見制度をご存知ですか？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方に法的な後見人を定めることで、それぞれの生活状況に応じた財産管理や契約などの支援を行う制度です。

この度支援室では、成年後見制度をより詳しく知って頂くための講座を二回にわたって開催します。

第1回目の講座では、制度の概要、利用の仕方、手続きの流れ、財産管理のための準備についてなど、基本的な知識を学びます。第2回目の講座では、制度利用の実際についてお話頂く予定です。皆様のご参加お待ちしております。



第1回障害者向け成年後見制度講座 「成年後見制度のABC」

【日 程】6月13日（金）

【時 間】10：00～11：30（9：30 受付開始）

【場 所】北とぴあ カナリアホール

【講 師】権利擁護センター「あんしん北」

センター長 小原宗一氏

【定 員】50名（先着順。定員を超過した場合のみご連絡致します）

【参 加 費】無料

【対 象】北区に在住・在勤・在学の障害者（児）、ご家族、福祉関係者

【申込方法】氏名・住所・お電話番号・参加者区分（障害者（児）・家族・福祉関係・その他）を明記の上、Fax またはメールにてお申し込みください。メールの場合は、件名に必ず「成年後見制度講座 申込」とご記載ください。
お電話でのお申し込みも受け付けております。

申込締切

6月6日(金)

必着

手話通訳が必要な方は
事前にご連絡ください。

【お問合せ・お申し込み】

北区障害者地域自立生活支援室

Tel & Fax : 03-3905-7226（受付時間：月～金 10時～19時、土 10時～17時）

E-mail : peernet@ma.kitanet.ne.jp

住所：北区中十条1-2-18 障害者福祉センター内

※第2回障害者向け成年後見制度講座は7月2日（水）の午前を予定しております

障害者総合支援法の一部が改正されました

平成 26 年 4 月 1 日より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の一部改正が行われました。主な変更点をご紹介します。

●「障がい支援区分」への見直し

これまでの「障害程度区分」が「障害支援区分」に見直されます。

【主な変更内容】

- ・認定調査の項目が変更されます。（106 項目→80 項目）
- ・一次判定において使用する全国統一の判定ソフトが変わります。
- ・「障害福祉サービス受給者証」にある「障害程度区分」が「障害支援区分」に変更されます。（※）

※現在交付されている『障害福祉サービス受給者証』に記載されている障害程度区分（区分 1～区分 6）については、平成 26 年 4 月 1 日以降も引き続き使用することができます。



●重度訪問介護の対象者拡大

重度の肢体不自由者に加えて、重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する方（次に示す対象基準のいずれにも該当する方）が、重度訪問介護の新たな対象者となります。



【対象基準】

- ・障害支援区分が区分 4 以上
- ・障害支援区分の認定調査項目における行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上

※ただし、今回の対象拡大に伴い、新たに対象となる重度の知的障害者・精神障害者については、上記対象基準を満たしたうえで、1) 強度行動障害の知識等を有する者（行動援護事業従事者等）による居宅生活等を含めたアセスメントを行い、2) 指定特定相談支援事業者によるサービス担当者会議等を経て、支援のための計画において、当該サービスが必要であると判断され、保健福祉センターにおいて、当該サービスの支給決定を受けた者に限られます。

●ケアホーム（共同生活介護）のグループホーム（共同生活援助）への一元化

これまでのケアホーム（共同生活介護）がグループホーム（共同生活援助）に一元化されます。





緊急メール通報のご案内

緊急メール通報は、音声（肉声）による119番通報が困難な聴覚障害者等が緊急通報を行う補助手段として、携帯電話及びPHSから電子メールを利用して東京消防庁に緊急通報（火災や救急などの通報）を行い、消防車や救急車の要請ができるものです。



【利用対象者】東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市及び島しょ地区を除く地域）に在住、又は通勤・通学している聴覚又は言語・音声等に機能障害がある方

【利用条件】緊急メール通報のご利用にあたっては、インターネットを使用する電子メール機能を有した携帯電話による情報提供が必要です。インターネットに接続しない簡易メールでは、利用できません。（情報提供を行う際、通信費用以外の費用負担はありません。）また、192文字以上を送受信できるメール契約が必要となります。

【新規利用方法】情報入力用メールアドレス toroku.r119.tfd@mail-119.jp

①上記情報入力用アドレスをあて先に指定し、題名（または件名）や本文は未入力のまま、送信してください。

東京消防庁で受信後、「緊急メール通報利用案内」が返信されます。

（※迷惑メール、未承諾広告メールの受信防止の着信拒否設定をされている場合、「緊急メール通報利用案内」の返信メールが届きません。利用する際には、着信拒否設定を解除してから手続きを行ってください。）

②緊急通報利用案内を確認後、承諾OKであれば、そのまま返信してください。

東京消防庁で受信後、「緊急メール通報情報入力フォーマット」が返信されます。

③「緊急メール通報情報入力フォーマット」により項目ごとに入力（すべて全角大文字）し、返信してください。東京消防庁で受信後、入力事項を自動認識し情報入力が完了すると、「緊急通報用アドレス」が返信されます。



※携帯電話から情報入力用アドレスにアクセスし、利用登録された方には緊急通報用アドレスが送信されます。緊急時の通報を行う場合は、緊急通報用アドレスで送信してください。

以前に登録されていた方で、メールアドレスの変更をしたり、機種変更などの際に、迷惑メール防止の設定をしたまま受信拒否設定になっている方はいませんか？

東京消防庁では、緊急メール通報登録者のデータの信頼性を高めるためメールアドレスの確認をしています。東京消防庁からのお知らせメールの受信確認が取れなかったメールアドレスは平成 26 年 3 月 31 日以降、登録が削除されていますのでご注意ください！

青い鳥郵便はがきの無償配布のご案内

日本郵便株式会社から、受付期間内に申し出た方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常葉書を入れた「青い鳥郵便葉書」が無料で配布されます。

◆配布の対象◆ 身体障害者手帳 1 級または 2 級の方
愛の手帳 1 級または 2 級の方

◆受付期間◆ 2014（平成 26）年 4 月 1 日（火）から同年 6 月 2 日（月）まで

◆配布葉書◆ 通常葉書（「くぼみ入り※」、「無地」、「インクジェット紙」）
※「くぼみ入り」は、目の不自由な方が使いやすいように、葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏が分かるようにした葉書です。

◆配布枚数◆ お一人につき 20 枚

◆お申込み方法◆

（1）窓口での申込み方法

窓口で配布の希望をお申し出いただく場合は、最寄りの郵便局（簡易郵便局を除きます。）に身体障害者手帳又は療育手帳をご提示いただいた上、所定の用紙（別紙）に必要事項をご記入の上、ご提出ください。代理の方によるご提出も可能です。申込みに必要な用紙は、郵便局の窓口においてあります。

（2）郵送でのお申込み方法

郵送により配布の希望を申込む場合は、適宜の用紙に、次の事項を記入して最寄りの郵便局に郵送してください。

- ①「青い鳥郵便葉書配布申込書」、② 手帳の種類、③ 手帳番号、④ 級別又は程度
- ⑤ 住所又は居所及び氏名

◆配布の方法◆

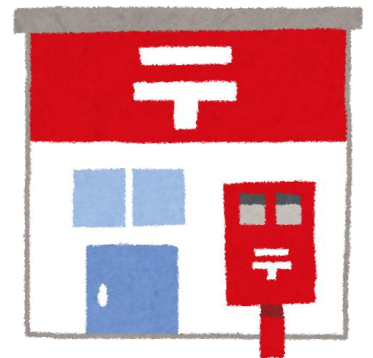
2014（平成 26）年 4 月 21 日（月）以降、最寄りの集配を受け持つ郵便局から届きます。

◆お問い合わせ先◆

お客様サービス相談センター

<電話番号> 0120-23-28-86

<ご案内時間> 平日：8:00～22:00 土・日・休日：9:00～22:00



耐震工事に伴い赤羽会館が移転します

赤羽会館が耐震工事のため、館内施設を休館し事務室が移転されます。

会館内事務室の移転

移転先 旧赤羽中学校（志茂 1-19-14）

赤羽健康相談係のみ北区保健所に移転（東十条 2-7-3）



各事務室の移転時期と業務開始日

※移転時期と移転先での業務開始日が各事務室で異なりますのでご注意ください。

赤羽会館管理事務所（受付窓口）	赤羽図書館
赤羽会館での業務実施 4月25日（金曜）まで 旧赤羽中学校での業務実施 5月7日（水曜）から ※4月26日（土曜）から5月6日（火曜）まで窓口は休止	赤羽図書館は4月1日（火曜）からは予約図書の貸出と返却業務のみ行います。 赤羽図書館での業務実施 4月20日（日曜）まで 旧赤羽中学校での業務実施 5月7日（水曜）から ※4月21日（月曜）から5月6日（火曜）まで窓口は休止
赤羽会館管理事務所 電話番号：03-3901-8121	赤羽図書館 電話 03-3901-1992

赤羽地域振興室、赤羽障害相談係、赤羽高齢者あんしんセンター	健康いきがい課赤羽健康相談係
赤羽会館での業務実施 4月25日（金曜）まで 旧赤羽中学校での業務実施 4月28日（月曜）から	赤羽会館での業務実施 3月28日（金曜）まで 北区保健所での業務実施 4月1日（火曜）から ※赤羽健康相談係のみ北区保健所（東十条 2-7-3）への移転となりますのでご注意ください。
赤羽地域振興室 電話番号：03-3901-1412 赤羽障害相談係 電話番号：03-3903-4161 赤羽高齢者あんしんセンター 電話番号：03-3903-4167 ※あんしんセンターは4月26日（土曜）、窓口を休止	健康いきがい課赤羽健康相談係 電話番号：03-6903-0122 ※4月1日（火曜）から

編集後記

北区障害者地域自立生活支援室から“支援室だより”第65号をお送りしました。新年度が始まりました。4月から消費税が8%へ引き上げられました。増税の目的は社会保障財源の確保ということですが、目的通りに使っていただけるのでしょうか。障害者福祉の分野も、充実してくれることを願うばかりです。

* * * * *

日本人にとって桜は“特別な存在”ですね。その理由は、寒い冬をしのいだ後、一番初めに春を告げるのが桜の開花ということで、桜が咲くのを待ちわびる人が多かったことや、楽しむ時間が少ない儚さだったりするのでしょうか。今年の桜はあっという間に咲いて、あっという間に見ごろを終えてしまい、残念ですが、少しずつ暖くなる日々を楽しみたいと思います。㊦

発行：北区障害者地域自立生活支援室 TEL&FAX:03-3905-7226